

指名停止について

標記の件について、下記のとおり指名停止が行われたので通知する。

業者番号	10004305 - 0
業者名	新明和工業（株） 代表取締役 五十川 龍之 兵庫県宝塚市新明和町1-1
指名停止の期間	令和 8年 3月10日 から 令和 8年 6月 9日 92日間
指名停止理由	牛久市契約規程第36条第1項別表第7第6号（独占禁止法違反行為）該当 新明和工業（株）は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から公表されたことによる。 ※当該業者は、課徴金減免制度の適用を受けていることから、牛久市契約規程第38条第3項の規定を適用し、指名停止期間を2分の1に短縮する。